

令和7年度「学校の部活動に係る活動方針」

鹿児島県立指宿高等学校

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

1 基本的な考え方

本校の部活動は、創立以来の文武両道の精神のもと、バランスのとれた心身の成長と充実した高校生活の基盤になることを目的とするものであり、その日々の活動は、生徒の自主性・自発的な参加により、安全かつ最新の科学的知見を活用した効率的・効果的な取組となるよう努めなければならない。

こうした豊かな活動を通じて、友情を育み、部活動に関わるすべての方々への感謝の気持ちを忘れることなく、生涯にわたって心身の健康と体力を保持増進して、スポーツや文化等を愛する人間育成を期待するものである。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は年間活動計画、各月の活動計画及び実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 学校の活動方針等を学校のホームページ等に掲載し、公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担い、外部指導者とも適切な連携を図る。
- (4) 生徒や職員の数、外部指導者等の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を運営できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (5) 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や外部指導者等の状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (6) 部員数の減少への対応を工夫する。(複数校合同チームや合同練習など)
- (7) 生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないように考慮し、参加する大会を精査する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 職員及び生徒は、活動環境の整備及び事故防止に努力し、適宜、心肺蘇生法やAED講習を受け、救急救命の能力向上に努める。
- (3) 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

4 適切な休養日等の設定

休養日の設定については、原則として、平日1日、土日1日の設定とし、その他、学校行事や各部の実情（考査前・考査中の部活動停止期間等）を考慮し、計画的に設定する。

平日及び休日の練習時間は長くとも平日2時間程度、休日は3時間程度とし、その目安を以下に示す。

- (1) 夏期（学年末考査終了～10月末日）平日は練習終了18時45分まで（19時00分下校）
※リフレッシュウィークは、完全休業日のため練習や大会参加等を行わない。
- (2) 冬期（11月～学年末考査終了）平日は練習終了18時20分まで（18時30分下校）
- (3) 休日（土・日・祝・長期休業日）の練習は原則として午前か午後の半日とし、部顧問がつくこと。
- (4) 長期休業中に生徒が十分な休養を取り、部活動以外の様々な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。